

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を削る。

第8条第2項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

第16条の2第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

別表第6等級別基準職務表1行政職給料表(1)等級別基準職務表6級の項中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民病院の患者総合支援センター副センター長の職務

別表第6等級別基準職務表1行政職給料表(1)等級別基準職務表7級の項第1号中「担当部長」の次に「（道路下水道部に置かれる担当部長を除く。）」を加え、同表8級の項第1号中「部等の長」の次に「又は道路下水道部に置かれる担当部長」を加え、別表第6等級別基準職務表3医療職給料表(1)等級別基準職務表2級の項第2号中「救命救急センター副センター長」の次に「、内視鏡センター副センター長、緩和ケアセンター副センター長、化学療法センター副センター長」を加え、「医長」を「診療科長」に改め、「専門医長」の次に「、副診療科長」を加え、同表3級の項第2号中「内視鏡室長」を「内視鏡センター長、化学療法センター長」に改め、同表4級の項第3号中「患者総合支援センター長」を「医療安全管理室長」に改め、別表第6等級別基準職務表5医療職給料表(3)等級別基準職務表4

級の項第1号中「看護師長」の次に「、副看護師長」を加え、同表5級の項第1号中「感染対策室副室長」の次に「、患者総合支援センター副センター長」を加え、同表6級の項第1号中「、医療安全管理室長」を削り、「患者総合支援センター副センター長」を「患者総合支援センター長」に改める。

別表第7に次のように加える。

| | | | |
|----|-----------|-----|----------|
| 13 | 災害応急作業等手当 | 1勤務 | 1,080円以内 |
|----|-----------|-----|----------|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市の一般職の職員の給与制度を見直すこととし、及び組織改正により等級別基準職務表の改正をすることとし、並びに災害応急作業等手当の新設をするため、所要の改正をする必要による。